

府政防第 1284 号
消 防 災 第 194 号
令和 4 年 9 月 2 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課 長

改正個人情報保護法の施行後の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供に
関する「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて

防災行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地方公共団体における個人情報の取扱いについては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号）第 51 条の規定により「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日以降は、改正後の個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）において規定されることとなります。

このことに関して、「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」（令和 4 年 6 月 28 日付け府政防第 1105 号、消防災第 163 号）において、改正個人情報保護法の施行後の災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書及び第 49 条の 15 第 2 項ただし書に規定される「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて、別途、考え方を示すこととしておりましたが、下記のとおり、留意点を示しますので、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、地域防災計画の修正など必要な見直しを速やかに進められるようお願いいたします。

なお、本件については、個人情報保護委員会事務局と協議済みであり、また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

（１）個別条例において明文で根拠を設けている場合

災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書及び第 49 条の 15 第 2 項ただし書の「条例に特別の定めがある場合」であって個別条例において条例上明文で根拠を設けている場合（別紙 1（１）参照）については、改正個人情報保護法が全面施行される令和 5 年 4 月 1 日以降の法体系に適合するため、特段の改正を行う必要は無く、引き続き、そのままの形で運用を行うことができる。

(2) 個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合

改正個人情報保護法施行後は、目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定について条例に置くことが許容されないこととなる。このため、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」のように、個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合（別紙１（２）参照）については、改正個人情報保護法施行後は、外部提供を行うことができなくなるので、以下の例を参考とした対応が必要となる。

対応例①

個別条例を制定し、災害対策基本法に基づき外部提供に際して本人同意を不要とする旨などを規定すること。（別紙２（１）参照）

対応例②

改正個人情報保護法施行を受けた個人情報保護条例の改廃に併せて、個人情報保護法に関する条例と一体となる形で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供について審議会等の意見を聴いて実施する旨などを規定すること。（別紙２（２）参照）

対応例③

条例による特別な定めを制定せず、避難行動要支援者等に対して外部提供に関する本人同意を得ること。

<補足>

- 別紙１、別紙２及び参考資料は、便宜的に避難行動要支援者名簿に関して示しているが、個別避難計画に関しても同様である。

<問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

藤田参事官補佐、塚原主査、草間事務官、吉岡事務官

電話：03-5253-2111（代表）、03-3501-5191（直通） ファクシミリ：03-3502-6034

電子メール：y-hinan.k4n@cao.go.jp

消防庁国民保護・防災部防災課

鈴木補佐、青木係長、木本事務官

電話：03-5253-7525 ファクシミリ：03-5253-7535

電子メール：bousaityousei@ml.soumu.go.jp

「条例に特別の定めがある場合」に関する根拠規定、運用に関する通知等

○災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）（抄）

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

○災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について（平成 25 年 6 月 21 日付け府政防第 559 号・消防災第 246 号・社援総発 0621 第 1 号）（抄）

5. 避難行動要支援者名簿（法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 まで関係）

（3）名簿の利用及び提供（法第 49 条の 11 関係）

② 平常時における名簿情報の外部提供（第 2 項）

エ）条例による特例措置

本項に基づく名簿情報の事前提供は、本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、自治体が条例で特に定める場合については、同意を要しないこととした。

このような特例措置としては、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を

設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上のある必要があると認めたとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、本項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当する。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定）内閣府（防災担当））（抄）

第Ⅱ部 避難行動要支援者名簿

第 2 避難行動要支援者名簿の作成等

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

（2）条例による特別の定め

- 改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなるが、改正個人情報保護法が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法の施行後は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、条例に特別の定めがある場合は、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しない。

現行の「条例に特別の定めがある場合」に該当する条例の規定と必要な対応の例

(1) 個別条例において明文で根拠を設けている場合の例

○●●町避難行動要支援者名簿に関する条例（令和●年条例第●号）（抄）

（名簿情報の提供）

第●条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、●●県警察、●●広域連合消防本部、●●町消防団条例（平成●年条例第●号）に規定する消防団及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを必要としないものとする。

2 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

（必要な対応の例）

→ 個人情報保護条例とは別の条例で規定しているため、令和5年4月1日以降の改正個人情報保護法の地方公共団体への直接適用に伴う当該条例の改正は不要である。

(2) 「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合の例

○●●市個人情報保護条例（平成●年条例第●号）（抄）

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第●条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意を得ているとき。
- (3) 報道、出版等により公にされたものを利用し、又は提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が、審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

（必要な対応の例）

→ 令和5年4月1日以降の改正個人情報保護法の地方公共団体への直接適用に伴い、当該条例の改廃が必要である。

令和5年4月1日以降の法体系に適合する「条例に特別の定めがある場合」の条文イメージは、別紙2に示している。

改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以降の法体系に適合する「条例に特別の定めがある場合」の条文イメージの例

(1) (イメージ例1) 個別条例(例：避難行動要支援者名簿に関する条例)を定める場合

(名簿情報の提供)

第●条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に対し、同項に規定する避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、●●地区消防組合、●●市消防団条例（平成●年条例第●号）に規定する消防団、●●県警察、●●市の区域に置かれた民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法人●●市社会福祉協議会、●●市の区域に設立された災害対策基本法（昭和36年法律第223号第5条第2項）に規定する自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定める者へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを必要としないものとする。

※審議会等の答申に基づき運用を行っている場合、当該運用を個別条例の条文に落とし込むことを想定。

(2) (イメージ例2) 個人情報保護法に関する条例と一体となる形で規定を置く場合（審議会への諮問・答申を要件とする場合）

(審議会への諮問)

第●条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、〇〇市個人情報保護審議会条例（令和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇市個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供することについて審議会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することができる。

※個人情報保護法を根拠とする規定と災害対策基本法を根拠とする規定がひとつの条例に併存することとなるため、条例の目的規定等の記載には留意されたい。

<留意事項>

- 災害対策基本法及び改正個人情報保護法の条文の解釈等を前提に、市町村において定め得る条例の条文イメージを示すものである。
- したがって、これらの条文のイメージは、そのままの形で条例化されることは想定しておらず、あくまで、市町村担当者の概要把握の一助となることを期待して、示すものである。
- (2)で検討する場合、必要に応じ個人情報保護担当課と協議ありたい。